

平成 24 年度 第 4 回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 25 年 3 月 18 日 (月) 15 : 00 ~ 16 : 10

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 翡翠

3. 議 事

(1) 機構からの報告事項と自由討議

(2) 平成 24 年度 返還促進策等検証委員会報告書 (案) のとりまとめ

(3) その他

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員 (委員長)、木下委員、斉藤委員、宗野委員、渡辺委員

(□文部科学省)

松尾学生・留学生課長

(○機構)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長

5. 議事概要

(1) 不正申請等への対応及び再発防止策について

(機構から参考資料に基づき説明)

◎ : 学校における管理を徹底するために、学校職員等が今回と同様の不正を行った場合、雇用者である学校が使用者責任に基づいて損害賠償責任を負うということ、つまり学校に返還義務が生じるということを知する必要があるのではないか。

○ : この度の学校に送付した通知文に、当該学校から返還があったことを明記した。また、初任者研修会等においても、同様の事案が発生した場合は学校に返還を求めることを説明した。

◎ : 機構から、内部牽制の制度を整えていくことを各学校に求めているのはいかがか。

○ : 再発防止策として、担当者の職名・氏名の報告を求めているのはその意図である。

◎ : 学校には適正な奨学金事務の管理責任があるが、職員による不正行為のペナルティとして内示枠が減ることにより、当該校の学生が第一種奨学金の貸与を受けられなくなるというしわ寄せを受けることがないよう配慮が必要と思われる。

○ : 再発防止策の検討に当たっては、学生に直接の影響を及ぼすことは出来る限り避けたいと考えている。当機構からの注意喚起により、各学校においても独自の策を講じていただくことを期待したい。

◎ : 不正申請に該当する件数は、そもそも必要がなかった内示数として減ずるという方針か。

○ : それも一つの考え方であると思う。

□ : 不正申請があった場合のペナルティとして内示数を減ずる場合の期間について、また、減じた場合の戻し方については、どのように考えているか。

- ：現時点では確定的ではないが、事態の重大性や事後の対応状況に鑑みて悪質と判断される場合は、一定期間厳格な措置を行い、経過観察を行った上で改善が見られれば内示数を戻す等の方法も考えられる。
- ：私費留学生に支給する学習奨励費においても、不正申請等があった場合の内示数の減じ方及び改善後の戻し方について定めている。留学生事業と奨学金事業で同一の基準を適用することはできないと思うが、機構内で制度上の齟齬が生じないよう留意して対応を検討していただきたい。
- ：全学校に対する在籍確認について。特に小規模の学校で事務負担が大きくなることが懸念される。実施に当たっては、丁寧な説明に留意してほしい。文部科学省も必要に応じて説明を行う。
- ：各学校への説明に加え、私大連・私大協等に対しても説明を行う。確認の方法についても、事務負担が大きくなるよう留意する。

(2) (独) 日本学生支援機構の返還金の回収促進に向けた取組について

(機構から参考資料に基づき説明)

- ◎：法律事務所名での「予告の予告」について、費用対効果に留意し、対象を厳選して行うことにより、効率的な回収に繋がる可能性があると考え。試験的に実施して効果が見られれば、本格的な実施も検討できるのではないかと。
- ：現在、機構理事長と顧問弁護士の連名で行っている予告においても、通知先返還者の約39%程度から反応があり、法律事務所名で通知を発信することの効果はあるという感触を得ている。

(3) 平成24年度 返還促進策等検証委員会報告書(案)について

(機構から報告書(案)について説明)

- ◎：法的処理移行後は返還期限猶予の適用を受けられないことを、「予告」若しくは「予告の予告」の段階で明確に伝え、猶予の要件を満たす返還者に手続きを促すことが必要である。
- ◎：減額返還制度について、現在は当初割賦額の半額としている点を、最長20年の返還期間という制度の枠内で更に柔軟な対応をすることにより返還しやすくなることも考えられる。当面は現在の減額返還制度を利用して、まず返還の習慣をつけてもらうことが重要であるが、今後も引き続き検討してはどうか。
- ◎(委員長)：さらにお気づきの事柄があれば事務局にお寄せいただき、本日新たに報告し討議された部分を含め、最終的な取り纏めについては、委員長にご一任いただきたい。

(以上)